

令和4年度決算の概要 (数値編)

尼崎市

令和5年8月

目 次

1	令和4年度決算	3
2	各会計別収支状況	4
3	一般会計款別歳入	5
4	一般会計款別歳出	6
5	一般会計性質別歳入	7
6	一般会計性質別歳出	8
7	一般会計歳入決算額（対予算額）	9
8	一般会計歳出決算額（対予算額）	10
9	基金現在高集計表	11
10	実質赤字比率及び連結実質赤字比率	12
11	実質公債費比率	13
12	将来負担比率	14
13	資金不足比率	15
・	用語解説	16

1 令和4年度決算

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 C=A-B	翌年度に繰り 越すべき財源 D	実質収支 E=C-D	3年度 実質収支
一般会計	227,245,745	224,209,611	3,036,134	720,784	2,315,350	2,861,853
特別会計	103,055,878	101,803,113	1,252,765	-	1,252,765	1,482,612
合 計	330,301,623	326,012,724	4,288,899	720,784	3,568,115	4,344,465

区 分	総収益	総費用	純利益 又は損失	当年度未処分利益 剰余金又は当年度 未処理欠損金	前年度繰越利益剰 余金又は前年度繰 越欠損金
企業会計	93,536,631	84,979,087	8,557,544	15,565,040	5,366,287

《一般会計》

(単位：千円、%)

区 分	4 年 度		3 年 度		差 引 a-b
	a	前年比	b	前年比	
形 式 収 支	3,036,134	86.9	3,495,023	197.1	△ 458,889
翌年度に繰り 越すべき財源	720,784	113.8	633,170	48.3	87,614
実 質 収 支	2,315,350	80.9	2,861,853	617.8	△ 546,503
単 年 度 収 支	△ 546,503	-	2,398,654	-	△ 2,945,157
財政調整基金積立金	3,436,891	164.9	2,084,776	84.2	1,352,115
繰上償還金	1,517,800	25.8	5,890,500	214.2	△ 4,372,700
財政調整基金取崩額	3,219,032	皆増	-	-	3,219,032
実質単年度収支	1,189,156	11.5	10,373,930	193.7	△ 9,184,774

(単位：千円、%)

区 分	4 年 度		3 年 度		差 引 a-b
	a	前年比	b	前年比	
地 方 債 現 在 高	193,505,649	92.0	210,281,409	93.7	△ 16,775,760
債 務 負 担 行 為 額	18,755,368	99.7	18,807,746	83.2	△ 52,378
主要3基金年度末 現在高	36,901,149	121.4	30,397,938	106.5	6,503,211

注1 主要3基金・・・財政調整基金・減債基金・公共施設整備保全基金

2 各会計別収支状況

(単位：千円)

区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り 越すべき財源	実質収支	3 年 度 実質収支
一 般 会 計	227,245,745	224,209,611	3,036,134	720,784	2,315,350	2,861,853
特 別 会 計	103,055,878	101,803,113	1,252,765	-	1,252,765	1,482,612
国民健康保険費	47,595,818	47,241,376	354,442	-	354,442	231,152
地方卸売市場費	445,951	310,564	135,387	-	135,387	124,839
育英事業費	15,686	15,664	22	-	22	-
公共用地 先行取得事業費	854,371	854,371	-	-	-	-
公害病認定患者 救済事業費	18,534	17,468	1,066	-	1,066	-
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	39,295	21,689	17,606	-	17,606	7,004
青少年健全 育成事業費	18,037	18,037	-	-	-	994
介護保険事業費	47,244,452	46,724,471	519,981	-	519,981	1,043,585
後期高齢者医療 事業費	6,823,734	6,599,473	224,261	-	224,261	75,038
合 計	330,301,623	326,012,724	4,288,899	720,784	3,568,115	4,344,465

(当年度未処分利益 (前年度繰越利益
益剰余金又は当年 剰余金又は前年度
度未処理欠損金) 繰越欠損金)

	(総収益)	(総費用)	(純利益又は損失)	度未処理欠損金)	繰越欠損金)
企 業 会 計	93,536,631	84,979,087	8,557,544	15,565,040	5,366,287
水道事業	8,879,188	7,957,414	921,774	1,221,774	-
工業用水道事業	1,767,378	1,377,181	390,197	590,197	-
下水道事業	14,239,209	11,470,311	2,768,898	3,768,898	-
モータースポーツ 競走事業	68,650,856	64,174,181	4,476,675	9,984,171	5,366,287

3 一般会計款別歳入

(単位：千円、%)

款	令和4年度			令和3年度			比較増減
		前年比	構成比		前年比	構成比	
05 市 税	82,597,797	103.1	36.3	80,110,628	100.7	34.5	2,487,169
10 地 方 譲 与 税	809,866	100.1	0.4	808,861	101.7	0.3	1,005
11 利 子 割 交 付 金	38,635	65.2	0.0	59,288	80.8	0.0	△ 20,653
12 配 当 割 交 付 金	573,449	95.2	0.3	602,326	146.3	0.3	△ 28,877
13 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	410,977	57.6	0.2	713,224	149.2	0.3	△ 302,247
14 法 人 事 業 税 交 付 金	1,177,451	106.9	0.5	1,101,489	168.3	0.5	75,962
15 地 方 消 費 税 交 付 金	10,911,528	105.8	4.8	10,313,226	109.4	4.4	598,302
17 自 動 車 取 得 税 交 付 金	2,168	皆増	0.0	-	皆減	-	2,168
18 環 境 性 能 割 交 付 金	139,120	120.5	0.1	115,442	126.4	0.1	23,678
19 地 方 特 例 交 付 金	525,275	41.6	0.2	1,263,150	274.9	0.5	△ 737,875
20 地 方 交 付 税	15,658,743	95.6	6.9	16,376,225	131.0	7.1	△ 717,482
25 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	56,935	87.6	0.0	64,969	92.4	0.0	△ 8,034
30 分 担 金 及 び 負 担 金	839,287	103.7	0.4	809,600	116.0	0.3	29,687
35 使 用 料 及 び 手 数 料	6,325,770	98.5	2.8	6,420,788	101.2	2.8	△ 95,018
40 国 庫 支 出 金	63,688,169	89.6	28.0	71,066,543	68.0	30.6	△ 7,378,374
45 県 支 出 金	14,921,718	105.4	6.6	14,162,685	106.1	6.1	759,033
50 財 産 収 入	3,288,088	185.7	1.4	1,770,491	73.5	0.8	1,517,597
55 寄 付 金	564,554	183.1	0.2	308,364	142.6	0.1	256,190
60 繰 入 金	4,094,825	207.9	1.8	1,969,748	878.5	0.8	2,125,077
65 繰 越 金	3,495,023	197.1	1.5	1,773,441	236.0	0.8	1,721,582
70 諸 収 入	9,925,590	126.6	4.4	7,839,147	83.4	3.4	2,086,443
75 市 債	7,200,777	49.1	3.2	14,658,407	67.7	6.3	△ 7,457,630
合 計	227,245,745	97.8	100.0	232,308,042	88.0	100.0	△ 5,062,297

4 一般会計款別歳出

(単位：千円、%)

款	令和4年度			令和3年度			比較増減
		前年比	構成比		前年比	構成比	
05 議会費	801,319	102.3	0.3	782,992	101.1	0.3	18,327
10 総務費	25,410,143	134.6	11.3	18,879,319	27.9	8.2	6,530,824
15 民生費	112,925,266	96.9	50.4	116,595,481	113.1	51.0	△ 3,670,215
20 衛生費	18,934,426	101.1	8.4	18,726,176	131.8	8.2	208,250
25 労働費	165,951	47.3	0.1	350,558	209.0	0.2	△ 184,607
30 農林水産業費	133,711	94.9	0.1	140,912	97.1	0.1	△ 7,201
35 商工費	1,506,682	49.0	0.7	3,073,385	94.6	1.3	△ 1,566,703
40 土木費	16,259,389	103.3	7.2	15,736,402	77.2	6.9	522,987
45 消防費	5,068,065	100.7	2.3	5,034,116	81.3	2.2	33,949
50 教育費	18,604,291	94.3	8.3	19,736,390	115.1	8.6	△ 1,132,099
53 災害復旧費	-	-	-	-	-	-	-
55 公債費	23,698,538	79.7	10.6	29,747,017	102.2	13.0	△ 6,048,479
60 諸支出金	701,830	6,833.1	0.3	10,271	49.9	0.0	691,559
65 予備費	-	-	-	-	-	-	-
合計	224,209,611	98.0	100.0	228,813,019	87.2	100.0	△ 4,603,408

5 一般会計性質別歳入

(単位：千円、%)

	令和4年度			令和3年度			比較増減
		前年比	構成比		前年比	構成比	
自主財源	111,130,934	110.0	48.9	101,002,207	101.4	43.5	10,128,727
市税	82,597,797	103.1	36.3	80,110,628	100.7	34.5	2,487,169
使用料及び手数料	6,325,770	98.5	2.8	6,420,788	101.2	2.8	△ 95,018
繰入金	4,094,825	207.9	1.8	1,969,748	878.5	0.8	2,125,077
その他	18,112,542	144.9	8.0	12,501,043	92.8	5.4	5,611,499
依存財源	116,114,811	88.4	51.1	131,305,835	79.9	56.5	△ 15,191,024
地方消費税交付金	10,911,528	105.8	4.8	10,313,226	109.4	4.4	598,302
地方交付税	15,658,743	95.6	6.9	16,376,225	131.0	7.1	△ 717,482
国庫支出金	63,688,169	89.6	28.0	71,066,543	68.0	30.6	△ 7,378,374
県支出金	14,921,718	105.4	6.6	14,162,685	106.1	6.1	759,033
市債	7,200,777	49.1	3.2	14,658,407	67.7	6.3	△ 7,457,630
その他	3,733,876	79.0	1.6	4,728,749	155.9	2.0	△ 1,094,513
合計	227,245,745	97.8	100.0	232,308,042	88.0	100.0	△ 5,062,297

市税	82,597,797	103.1	36.3	80,110,628	100.7	34.5	2,487,169
地方譲与税	809,866	100.1	0.4	808,861	101.7	0.4	1,005
利子割交付金	38,635	65.2	0.0	59,288	80.8	0.0	△ 20,653
配当割交付金	573,449	95.2	0.3	602,326	146.3	0.3	△ 28,877
株式等譲渡所得割交付金	410,977	57.6	0.2	713,224	149.2	0.3	△ 302,247
法人事業税交付金	1,177,451	106.9	0.5	1,101,489	168.3	0.5	75,962
地方消費税交付金	10,911,528	105.8	4.8	10,313,226	109.4	4.4	598,302
自動車取得税交付金	2,168	皆増	0.0	-	皆減	-	2,168
環境性能割交付金	139,120	120.5	0.1	115,442	126.4	0.0	23,678
地方特例交付金	525,275	41.6	0.2	1,263,150	274.9	0.5	△ 737,875
地方交付税	15,658,743	95.6	6.9	16,376,225	131.0	7.1	△ 717,482
交通安全対策特別交付金	56,935	87.6	0.0	64,969	92.4	0.0	△ 8,034
市債	2,018,477	28.5	0.9	7,093,907	108.4	3.1	△ 5,075,430
主な一般財源	114,920,421	96.9	50.6	118,622,735	106.8	51.1	△ 3,702,314

注1 主な一般財源の市債については、臨時財政対策債

地方交付税	15,658,743	95.6	7.0	16,376,225	131.0	7.1	△ 717,482
普通交付税	15,471,198	97.8	6.8	15,817,321	131.0	6.8	△ 346,123
特別交付税	187,545	33.6	0.2	558,904	131.9	0.3	△ 371,359
臨時財政対策債	2,018,477	28.5	0.9	7,093,907	108.4	3.1	△ 5,075,430
合計	17,677,220	75.3	7.9	23,470,132	123.2	10.2	△ 5,792,912

6 一般会計性質別歳出

(単位：千円、%)

	令和4年度			令和3年度			比較増減
		前年比	構成比		前年比	構成比	
消費的経費	162,188,200	99.4	72.3	163,227,301	85.2	71.3	△ 1,039,101
人件費	30,071,299	100.0	13.4	30,060,496	99.9	13.1	10,803
物件費	25,120,347	103.5	11.2	24,268,486	115.3	10.6	851,861
扶助費	78,943,263	102.8	35.2	76,813,834	102.9	33.6	2,129,429
補助費等	26,610,859	87.0	11.9	30,601,050	47.5	13.4	△ 3,990,191
維持補修費	1,442,432	97.2	0.6	1,483,435	108.3	0.6	△ 41,003
投資的経費	13,279,775	77.4	5.9	17,155,771	84.0	7.5	△ 3,875,996
普通建設事業費	13,279,773	77.4	5.9	17,155,617	84.0	7.5	△ 3,875,844
災害復旧事業費	2	1.3	0.0	154	2.1	0.0	△ 152
貸付金等	11,011,209	207.1	4.9	5,317,966	72.8	2.3	5,693,243
公債費	23,698,538	79.7	10.6	29,746,911	102.2	13.0	△ 6,048,373
他会計繰出金	14,031,889	105.0	6.3	13,365,070	96.8	5.9	666,819
予備費	-	-	-	-	-	-	-
合計	224,209,611	98.0	100.0	228,813,019	87.2	100.0	△ 4,603,408

義務的経費	132,713,100	98.5	59.2	134,721,241	104.1	58.9	△ 2,008,141
人件費	30,071,299	100.0	13.4	30,060,496	99.9	13.1	10,803
扶助費	78,943,263	102.8	35.2	76,813,834	102.9	33.6	2,129,429
公債費	23,698,538	85.1	10.6	27,846,911	112.7	12.2	△ 4,148,373

注1 義務的経費の公債費は、借換え分を除く。

7 一般会計歳入決算額（対予算額）

（単位：千円）

款		当初予算額	補正予算額	3年度からの繰越額	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
05	市 税	81,439,691	50,000	-	81,489,691	84,445,326	82,597,797	104,250	1,761,158
10	地 方 譲 与 税	798,301	-	-	798,301	809,866	809,866	-	-
11	利 子 割 交 付 金	39,000	-	-	39,000	38,635	38,635	-	-
12	配 当 割 交 付 金	347,000	-	-	347,000	573,449	573,449	-	-
13	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	493,000	-	-	493,000	410,977	410,977	-	-
14	法 人 事 業 税 交 付 金	1,002,000	-	-	1,002,000	1,177,451	1,177,451	-	-
15	地 方 消 費 税 交 付 金	10,151,000	400,000	-	10,551,000	10,911,528	10,911,528	-	-
17	自 動 車 取 得 税 交 付 金	-	-	-	-	2,168	2,168	-	-
18	環 境 性 能 割 交 付 金	170,000	-	-	170,000	139,120	139,120	-	-
19	地 方 特 例 交 付 金	530,500	-	-	530,500	525,275	525,275	-	-
20	地 方 交 付 税	14,747,000	1,024,198	-	15,771,198	15,658,743	15,658,743	-	-
25	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	67,000	-	-	67,000	56,935	56,935	-	-
30	分 担 金 及 び 負 担 金	858,972	495	-	859,467	900,022	839,287	5,581	81,914
35	使 用 料 及 び 手 数 料	6,524,029	△ 85,185	-	6,438,844	6,645,765	6,325,770	33,835	292,865
40	国 庫 支 出 金	53,847,364	9,826,293	3,821,627	67,495,284	64,880,987	63,688,169	-	1,192,818
45	県 支 出 金	14,646,562	493,716	76,343	15,216,621	14,977,470	14,921,718	-	55,752
50	財 産 収 入	3,390,480	△ 86,510	-	3,303,970	3,297,894	3,288,087	-	9,807
55	寄 付 金	186,662	562,438	-	749,100	564,554	564,554	-	-
60	繰 入 金	3,661,775	1,487,901	-	5,149,676	4,094,825	4,094,825	-	-
65	繰 越 金	1	2,861,851	633,170	3,495,022	3,495,023	3,495,023	-	-
70	諸 収 入	6,838,663	3,336,604	-	10,175,267	11,783,297	9,925,590	164,102	1,694,216
75	市 債	11,258,000	△ 880,623	946,400	11,323,777	7,926,577	7,200,777	-	725,800
	合 計	210,997,000	18,991,178	5,477,540	235,465,718	233,315,887	227,245,744	307,768	5,814,330

注1 収入未済額は実質収入未済額を記載している。

8 一般会計歳出決算額（対予算額）

（単位：千円）

款	当初予算額	補正予算額	3年度からの繰越額	予備費充当額	予算現額	支出済額	5年度への繰越額	不用額	
	05	議 会 費	829,673	△ 12,253	-	-	817,420	801,319	-
10	総 務 費	17,314,967	9,084,390	83,050	24,652	26,507,059	25,410,143	364,121	732,795
15	民 生 費	108,708,662	6,096,942	3,685,170	24,932	118,515,706	112,925,266	1,160,783	4,429,657
20	衛 生 費	18,068,127	2,473,802	58,588	94	20,600,611	18,934,426	73,323	1,592,862
25	労 働 費	160,021	9,588	-	-	169,609	165,951	-	3,658
30	農 林 水 産 業 費	146,278	△ 6,422	-	-	139,856	133,711	-	6,145
35	商 工 費	1,356,669	298,129	-	36,807	1,691,605	1,506,682	-	184,923
40	土 木 費	17,019,857	△ 385,525	1,096,797	-	17,731,129	16,259,389	781,509	690,231
45	消 防 費	5,172,939	△ 17,040	-	59	5,155,958	5,068,065	23,472	64,421
50	教 育 費	17,925,992	1,134,042	553,935	50	19,614,019	18,604,291	291,946	717,782
53	災 害 復 旧 費	1	-	-	-	1	-	-	1
55	公 債 費	24,083,061	△ 384,475	-	-	23,698,586	23,698,538	-	48
60	諸 支 出 金	10,753	700,000	-	-	710,753	701,830	-	8,923
65	予 備 費	200,000	-	-	△ 86,594	113,406	-	-	113,406
	合 計	210,997,000	18,991,178	5,477,540	-	235,465,718	224,209,611	2,695,154	8,560,953

9 基金現在高集計表

(単位：千円)

	令和3年度末 現在高	令和4年度増減		令和4年度末 現在高
		積立額	取崩額	
財政調整基金	11,514,339	3,436,891	3,219,032	11,732,198
減債基金	11,978,162	1,767,137	-	13,745,299
うち通常分	7,037,074	51,273	-	7,088,347
うちF M分	4,941,088	1,715,864	-	6,656,952
公共施設整備保全基金	6,905,437	4,998,592	480,377	11,423,652
公害病認定患者救済事業基金	212,860	-	11,999	200,861
市民福祉振興基金	1,689,498	8,558	20,934	1,677,122
環境基金	690,025	42,890	43,642	689,273
緑化基金	598,922	8,756	3,663	604,015
育英事業基金	542,452	5,252	10,412	537,292
動物愛護基金	21,660	27,853	5,882	43,631
富松住宅管理基金	226,927	2,551	11,031	218,447
子ども・若者応援基金 [※]	440,080	14,222	830	453,472
教育振興基金	231,654	42,062	9,157	264,559
新本庁舎建設基金	1,527,992	253,552	-	1,781,544
みんなの尼崎城基金	175,590	5,798	3,000	178,388
文化振興基金	24,126	4,315	3,500	24,941
暴力団排除活動支援基金	3,483	6,679	99	10,063
特定非営利活動促進基金	607	8,256	7,627	1,236
一般廃棄物処理施設整備等基金	288,889	110,384	-	399,273
SDGs地域活性化基金	11,544	6,659	3,000	15,203
学校給食費調整基金	101,237	5,447	1,097	105,587
市営住宅等基金	252,516	8,330	-	260,846
文化財保存活用基金	-	220,000	-	220,000
介護給付費準備基金	1,876,990	277,010	-	2,154,000
国民健康保険事業基金	2,594,450	80,069	493,146	2,181,373
合計	41,909,440	11,341,263	4,328,428	48,922,275

※令和5年4月1日に「青少年健全育成基金」から名称変更

10 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{本市の比率} = \frac{\Delta 2,314,528 \text{千円 (黒字)}}{104,976,508 \text{千円}} = \Delta 2.20\%$$

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{本市の比率} = \frac{\Delta 49,764,643 \text{千円 (黒字)}}{104,976,508 \text{千円}} = \Delta 47.40\%$$

(実質収支の状況)

(単位：百万円、%)

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等 (対象となる会計の 実質赤字比率の 実質収支額)	一般会計	2,313
	育英事業費会計	1
	公共用地先行取得事業費会計	-
	公害病認定患者救済事業費会計	1
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計	-
	青少年健全育成事業費会計	-
実質収支額 A		2,315
① 実質赤字比率		- (Δ 2.20)

公 営 事 業 会 計	公 営 企 業 会 計	水道事業会計	9,045
		工業用水道事業会計	8,419
		下水道事業会計	17,427
		モーターボート競走事業会計	11,326
		地方卸売市場事業費会計	135
	小計 B		46,352
	そ の 他 の 会 計	国民健康保険事業費会計	354
		介護保険事業費会計	520
		後期高齢者医療事業費会計	224
	小計 C		1,098
	連結実質収支額 A + B + C		49,765
② 連結実質赤字比率		- (Δ 47.40)	

注1 公営企業会計における実質収支額は資金不足・剰余額

注2 健全化判断比率の算定にかかる実質収支額からは、事業繰越額（災害援護資金貸付金回収金の一部等）が除かれている。

11 実質公債費比率

$$\text{③実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金 - 特定財源) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(令和4年度の実質公債費比率の算定)

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
令和2年度	9.86	8.5%
令和3年度	7.63	
令和4年度	8.20	

$$\text{令和4年度単年度の比率} = \frac{19,205,785\text{千円} - 11,542,190\text{千円}}{93,434,318\text{千円}} = 8.20\%$$

(実質公債費比率の推移)

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年度比較
実質公債費比率	10.9	9.7	8.5	△ 1.2

※各年度の比率は、当該年度、前年度、前々年度の3カ年平均

12 将来負担比率

④将来負担比率	=	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
---------	---	--

本市の比率 $\frac{241,404,135\text{千円} - 223,120,251\text{千円}}{93,434,318\text{千円}} = 19.5\%$

(将来負担比率の推移)

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年度比較
将来負担比率	51.4	36.3	19.5	△ 16.8

将来負担額の主な内容

- (1)地方債残高
- (2)債務負担行為に基づく支出予定額
- (3)公営企業会計等に係る地方債の償還に対する繰入見込額
- (4)退職手当負担見込額
- (5)外郭団体等に対する負担額等見込額 など

13 資金不足比率

資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称		令和4年度 決 算	令和3年度 決 算	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	—	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	20.0
	モーターボート競走事業会計	—	—	20.0
企 業 法 非 適 用	地方卸売市場事業費会計	—	—	20.0

資金不足比率は、標準財政規模に対する資金不足額の割合で、本市では5会計が対象となっており、資金不足が生じない場合は、「—」表示となっている。

用語解説

語句	解説
ア行	
依存財源	国（都道府県）の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入をいい、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方譲与税等がこれに該当する。
カ行	
借換債	過去に借り入れた地方債を、特定の年度（概ね借り入れから10年目）に、元金の残額をいったん全額返済し、再度同額を新たな金利で借り直すこと。いったん返済した額と同額を借り入れるため地方債現在高には影響しない。
基準財政収入額	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる地方税収入のうち一定割合（概ね75%）により算出された収入額である。
基準財政需要額	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される「一般財源の額」であり、各自治体が実際に支出した額あるいは支出しようとする額ではなく、各団体の人口等を基礎として、行政費目ごとに一定の方法で算出された需要額である。
義務的経費	性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、一般的には人件費、扶助費及び公債費を指す。人件費は経常的に支出を予定せざるを得ないものであり、扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が義務づけられている。また、公債費は負債の償還に要する経費となっている。
繰越	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の繰越 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないという予算に関する原則（会計年度独立の原則）の例外として、当該年度の歳出予算の一部を翌年度以降において執行することをいい、繰越明許費の繰越、事故繰越しなどがある。 ・ 繰越明許費の繰越 歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由により当該年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して使用すること。 ・ 事故繰越し 歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用すること。 ・ 翌年度に繰り越すべき財源 繰越明許費や事故繰越しなどにより、翌年度に繰り越された歳出予算に充当する財源

語句	解説
経営健全化基準	<p>公営企業会計において、資金不足比率が基準以上となった場合は、経営健全化団体となり、経営健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健全化に努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金不足比率の経営健全化基準・・・20% <p>健全化法施行以前の地方債協議・許可制度における許可制移行基準(10%)の2倍に設定されている。</p>
形式収支	歳入決算額－歳出決算額
経常収支比率	<p>この比率は、人件費、扶助費、公債費等の経常的な支出に対して地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入がどの程度充当されているかをみることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。</p>
公共施設マネジメント計画	<p>本市の公共施設全体に対して中長期的視点で、量、質、運営コスト等の最適化を目指す計画であり、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に①「再編」、②「予防保全」、③「効率的・効果的な運営」の3つの方針を掲げている。</p> <p>①「再編」としては、「第1次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針1：再編）」及び同計画に係る「実施編」を定め、また、②「予防保全」としては、「第1次尼崎市公共施設保全計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針2：予防保全）」及び同計画に係る「実施編」を定め、それぞれの計画に基づいた取組を進めている。</p> <p>①「再編」の取組に伴い生じる不動産売払収入については、原則基金に積み立て、施設の整備等に際して発行した市債の償還等に充当する。</p>
サ行	
財政再生基準	<p>実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上となった場合は、財政再生団体となり、財政再生計画を定め、国の関与の下で財政健全化を図らなければならない。事実上、地方公共団体の予算編成権がなくなり、自治権が制限されることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質赤字比率の財政再生基準・・・20% <p>旧再建法の起債制限基準を用い、市町村は20%で設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結実質赤字比率の財政再生基準・・・30% <p>早期健全化基準と同様の考え方で、実質赤字比率の財政再生基準(20%)に10%を加算し、市町村については、30%で設定されている。</p> <p>経過措置として、平成20年度決算及び平成21年度決算は40%、平成22年度決算は35%、平成23年度以降は30%とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率の財政再生基準・・・35% <p>健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限されることとなる基準である35%となっている。</p>

語句	解説
債務保証	円滑な事業の推進を図るため、法人（土地開発公社等）が金融機関等から受ける融資に対し、債務が履行されない場合、地方公共団体が返済等の代位弁済を定めた契約を締結すること。
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。
市債充当率の嵩上げ	地方公共団体は、施設を建設する場合など将来活用する住民にも経費の一部を負担してもらった方が公平な場合に、市債（一般会計年度数を越える借入金）を発行することができる。 市債の充当率（一般的には75%）は定められているが、この充当率をアップすることにより、事業歳出における借入金の比率を上げ、一般財源の縮小を図るもの。
自主財源	地方自治体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金等がこれに該当する。
実質赤字比率	一般会計のほか、公営事業会計を除く特別会計で、公害病認定患者救済事業費会計など5特別会計（以下「一般会計等」という）を対象とした会計の実質赤字額で、資金ショートの大きさを示すものである。
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。 借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。
実質収支	形式収支－翌年度に繰り越すべき財源
実質単年度収支	単年度収支＋財政調整基金積立金＋繰上償還金－財政調整基金取崩し額
消費的経費	人件費、扶助費、物件費、維持補修費、負担金補助及び交付金等で、その経費の支出効果はその年度限り又は極めて短期間に終わるものをいい、後年度に形を残さない性質の経費
将来負担比率	地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

語句	解説
早期健全化基準	<p>実質赤字比率をはじめとする4つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上となった場合は、財政健全化団体となり、財政健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健全化に努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質赤字比率の早期健全化基準・・・11.25%（本市の場合） 地方債協議・許可制度における許可制移行基準（2.5%から10%）と財政再生基準（20%）との中間値をとり、市町村については、財政規模に応じて11.25%から15%で設定されている。 ・連結実質赤字比率の早期健全化基準・・・16.25%（本市の場合） 実質赤字比率の早期健全化基準（11.25%から15%）に公営企業会計等における経営健全化等を踏まえて5%を加算し、市町村については、財政規模に応じて16.25%から20%で設定されている。 ・実質公債費比率の早期健全化基準・・・25% 健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、一般単独事業の許可が制限されることとなる基準である25%となっている。 ・将来負担比率の早期健全化基準・・・350% 将来負担比率は財政再生基準がなく、早期健全化基準のみとされ、その基準は350%で設定されている。
損失補償	<p>特定の事業の振興等を図るため、特定の団体が金融機関等から融資を受ける場合、その融資が返済不能となり、金融機関等が損失を被ったときに地方公共団体が融資を受けた団体に代わって損失を補償（穴埋め）すること。</p>
タ行	
退職手当債	<p>地方公共団体の退職職員に支給すべき退職手当の財源に充てるために起こす地方債であり、特例債のひとつである。</p>
単年度収支	<p>実質収支－前年度実質収支</p>
地方交付税	<p>地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての自治体が一定の行政水準を維持できるよう財源を保障するため、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合と地方法人税の全額を国から地方に交付するもので、国庫補助金などと異なり、その用途は特定されない。</p>
地方債現在高	<p>地方公共団体が資金調達するための市債の借入金残高</p>
統一的な基準による財務書類	<p>発生主義・複式簿記の考え方を採用し、従来の官庁会計では見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報を把握・見える化することで、説明責任の履行や行政内部のマネジメント機能を向上させるために、全国的に統一的な財務書類の作成基準が設けられているもの。</p> <p>なお、本市においてはこの基準に基づき、財務書類の作成を平成28年度決算分から作成している。</p>
ハ行	

語句	解説
標準財政規模	地方公共団体の標準的な行政活動を行う上で必要な一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算したものである。
扶助費	社会保障制度の一環として、各種の法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など）などに基づいて、障害者、高齢者、児童などへの福祉サービスの提供に必要な経費。主なものとして、生活保護費、児童手当などが該当する。
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。
補助費等	市から他の地方公共団体（県、市町村、一部事務組合など）や民間に対して、行政上の目的により交付される経費。主なものとして、報償費（講師謝金など）、役務費（保険料）、負担金補助金及び交付金（一般的な補助金）などが該当する。
ヤ行	
有形固定資産減価償却率	保有する有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができる指標。
ラ行	
臨時財政対策債	地方財源の不足に対応するため、各自治体において発行が認められる地方債で、通常の地方債と異なり、一般財源として取り扱うこととなっている。 この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度、基準財政需要額に算入されることとなっている。
連結実質赤字比率	本市が設置する全14会計（一般会計等に、国民健康保険事業費会計や水道事業費会計などの公営事業会計を加えたもの）の実質収支額あるいは、資金不足・剰余額を連結して、赤字比率を算定したものである。

健全化判断比率等の対象会計等(尼崎市)

尼崎市	一般会計		一般会計等	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	特別会計	育英事業費会計 公共用地先行取得事業費会計 公害病認定患者救済事業費会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計 青少年健全育成事業費会計					
		国民健康保険事業費会計 介護保険事業費会計 後期高齢者医療事業費会計	公営事業会計				
		法非適用企業 地方卸売市場事業費会計(市場事業)					
	法適用企業	水道事業会計 工業用水道事業会計 下水道事業会計 モーターボート競走事業会計	資金不足比率				
	一部事務組合、広域連合	丹波少年自然の家事務組合 阪神水道企業団 兵庫県競馬組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合					
	地方公社、第三セクター	尼崎市土地開発公社 (債務保証) (社福)阪神福祉事業団 (損失補償) 兵庫県信用保証協会 (損失補償)					

市町村	財政健全化計画を作成	11.25% ~15%	16.25% ~20%	25%	350%
	財政再生計画を作成	20%	※30%	35%	

※平成20年度決算及び平成21年度決算は40%、平成22年度決算は35%、平成23年度決算以降は30%

尼崎市が適用される早期健全化基準 (標準財政規模500億円以上のランクに該当)	11.25%	16.25%	25%	350%
--	--------	--------	-----	------

